

「広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画」の策定について

広島県警察では、平成28年3月に「広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画（平成28年度～平成32年度）」を策定し、幹部職員のみならず全職員が一丸となって働き方に対する価値観や意識を改革し、次世代育成と女性の活躍推進に取り組んでいます。

平成29年度に実施しました取組について、次のとおり公表します。

【目標】

以下の4点について数値目標を設定し、取り組んでいます。

- 全職員が、年次有給休暇を6日以上取得する。
- 職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を12日以上とする。
- 配偶者出産休暇（3日）と育児参加休暇（5日）を合計して5日以上取得する。
- 平成34年4月1日までに女性警察官の割合を10%超とする。

【取組状況】

具体的な取組状況については、以下のとおりです。

- 働き方改革の推進
 - ・ 所属長や幹部職員が参加する会議等において、ワークライフバランスへの積極的な取組への指示や、民間企業管理職員による講演会を実施し、幹部職員の働き方に対する意識改革を行った。
 - ・ 毎週水曜日、給料・ボーナス支給日、毎月8日（はよう帰ろうデー）を「ノー残業デー」とし、庁内アナウンスにより定時退庁を促した。
- 育児・介護等両立支援の推進
 - ・ 育児や介護等に関する各種制度や支援策の概要を記載した資料を、掲示板や部内広報紙に掲載し、職員に対して周知及び利用促進を図った。
 - ・ 育児休業者が職場復帰する際の不安を軽減しスムーズに職場復帰できるよう復職前研修会を実施、また育児休業者サポートルームを開設した。
- 女性の活躍推進に向けた取組
 - ・ 過去に警察官として勤務歴を有する者を育休任期付警察官として再採用し、女性警察官が安心して産休・育休を取得できる職場環境作りと組織力の強化を図った。
 - ・ 女性対象の就職説明会「女子会」を開催し、女性を対象とした募集活動の強化を図った。
 - ・ 女性対象の専科や研修会、意見交換会を実施し、スキルアップやモチベーションアップを図った。
- 次世代育成の促進に向けた取組
 - ・ 「親子ふれあいデー」など家族参加型の行事を実施し、子供と触れ合う機会の充実を図り、更に子供だけではなく家族全体と一緒に参加できる

ように配慮し企画をした。

【実績(H29年)】

「広島県警察次世代育成と女性活躍推進のための行動計画」に基づく、平成29年中の目標の達成状況は以下のとおりです。（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条第6項及び「次世代育成支援対策推進法」第19条第5項に基づく公表）

- 1 年次有給休暇の取得日数が6日未満の職員数
【目標】0人
【実績】56人 参考：234人（H28）
【増減】-178人
- 2 職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数
【目標】12日
【実績】14.0日 参考：13.1日（H28）
【増減】+0.9日
- 3 配偶者出産休暇（3日）と育児参加休暇（5日）の取得日数
【目標】5日以上
【実績】4.6日 参考：4.2日（H28）
【増減】+0.4日
- 4 女性警察官の割合
【目標】平成34年4月1日までに10%超
【実績】9.2%（H29.4.1現在） 参考：8.6%（H28.4.1）

【女性の職業選択に資する情報の公表】

	女性職員の採用割合	採用試験受験者の女性割合	職員の女性割合	男性の配偶者出産休暇等の取得率 ※注	年休取得率	管理職の女性割合
警察官	20.1%	20.5%	9.2%	98.2%	69.1%	2.5%
一般職員	75.0%	59.7%	49.0%			
非常勤職員 (交番相談員等)	——	——	13.6%	——	——	——
データ基準日	平成29年度	平成29年度	平成29年4月1日	平成29年	平成29年	平成29年4月1日

※注 平成29年中に配偶者が出産した男性職員のうち、「配偶者出産休暇」又は「育児参加休暇」を取得した男性職員の割合

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第17条に基づく公表

【本件担当】警務部警務課企画第二係